

市芦救援会通信

市芦救援会通信 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 0797(32)1131
第6号 87/5 市芦救援会 発行人 玉本 格

何はなくとも涸れぬ闘争心

四月二〇日、八六年度末人事異動で市教委に強制異動させられた六教師が、公平委員会に不服申立てを行なった。先の三教師に対する処分撤回と合わせて、市芦反彈圧闘争に於ける法廷闘争態勢はととのった。

「市芦改革」は、この四月の市長選に使われ続けた。これに、市教委の手先となって走り廻った前田校長の所に、新市長山村康六がわざわざ出向き、その調子で頑張れ」と励ましたという。

五月三日の「毎日新聞阪神版」によれば、五月二日、午前一時すぎ市芦を訪れた山村市長は職員室に一寸顔を出し、校長室で三〇分程時間をつぶした。教職員と話し合うことは全くないまま、その後の記者会見で「一つ一つ改革してゆけば三年ぐらいかかるだろう。じっくり取り組め」と前田校長を励ましたという。市長直々のお出ましに感激し、頭を下げつつ握手する前田校長は、父母に「命がけでも市芦高校改革をする」と約束したことなどをうれしそうに喋ったようだ。

山村市長は職員室を覗いた際、教職員に「皆さんのお蔭で市長になりました」と言ったとか、言わなかったとか。

学年度末の修業式まで放つぱり出し、自分のしていることに責任をとらず大樹のかげに逃げ込んだ男と、元々「教育論議」が成り立つはずはない。それを山村市長は行なったという。しかも、元教師だという市長が行なったのだから、市長の教育施策も押して知るべしである。七人の教師を配置換えしたかわりに十一人もの時間講師を当てがう行政上の齟齬、生徒たちへの不当なし寄せ、管理能力の欠如が招く校務運営のマヒ等々、列記すれば切りのない現況に耳を閉じ、「三年ぐらいかけてじっくりやれ」とは、何たる無責任さと言わざるをえない。政治家とゴマサリの会話が三〇分程あったのであろう。

ともかく、彼らが「じっくり」やろうと言うのだから、わが方も腰を据えてきっちり何が「教育改革」の中身かを暴露しなければならぬまい。

反論書―河村・深沢・鈴木関係

昭和六十二年三月二〇日

昭和六一年(不)第一号

芦屋市公平委員会委員長 佐藤貞晴殿

反論書

上記事件について、次のとおり反論書を提出する。

記

一、処分者の不服申立の理由に対する認否1において、一五、一六名の職員が同時に校長室に入ってきたとの主張は争う。

二、処分者の不服申立の理由に対する認否3の認否中、審査請求人の行為が、「芦屋市教育委員会事務局等職員の服務規則」に反するとの主張については、上記主張そのものが労使慣行を無視するものであるとも公平委員会審理は、口頭審理(本件の場合は公開)に入る前段において、申立人、処分者双方による書面でのやりとりがいくつも行なわれます。まず不服申立人より不服申立書が公平委員会に提出され、それに対する答弁書が処分者側より提出されます。今回掲載した反論書はその答弁書に対する不服申立人(市芦側)の反論を要点のみ書面で記述したものです。

不服申立人 河村 央也

に、高教組西阪支部への出席が、同規則第8条、第10条、第19条に反するとの主張は争う。

亦、予め所属長前田和夫からの注意を受けていたとの主張も争う。

処分者の同項3の昭和六一年一月三十一日及び同年五月八日の交渉経過は、著しく事実をねじ曲げ、虚偽の主張をなしているものであって、いずれも強く争う。

三、同(4)中、前田校長が昭和六〇年四月一日、河村ら昭和六〇年度執行部に対し、口

反論すべき内容はいくつもありますが、それらについては公開口頭審理の場で詳細に行ってゆきます。書面でそれを今行なえば、当然処分者側はあらゆる手段を講じてそれに対するつじつま合わせを行ってくることは明らかです。青雲闘争に於いても、県教委は平気で誤魔化しのつじつま合わせを行っていました。それを念頭に置いてお読みいただければと思います。

頭で通告をなしたとの主張、その後一年間、口頭で注意を続けたとの主張、昭和六一年四月九日河村、深沢ら昭和六一年度執行部に対して、勤務時間中の組合活動は年休をとることとの通告をしたとの主張は否認する。

文書が出された事実を認めるが、その経過は申立書において主張するとおりである。

四、同(5)において、処分者は神戸税関事件最高裁判決を引用し、懲戒処分をなすべきかどうか、処分の種類の選択は懲戒権者の裁量にまかされていると主張する。

しかし、上記判決も裁量が恣意にわたってはならないこと、裁量権を付与した目的を逸脱して濫用をしてはならないことは認めており、申立人の主張とはその範囲で異なるものではなく、本件処分は、こうした判例の立場からしても、処分権の濫用であって無効とされるべきである。

五、処分者の主張中、しばしば火曜日午後無断職場離脱をくり返したとの主張、その都度所属校長より注意をしていたとの主張はいずれも争う。

その余の法的主張についても争う。

猶、不服申立人は更に口頭公開審理の場において、法的主張及び事実関係に関する主張を詳論する予定である。

補充準備書面

昭和六一年(不)第一号及び同第二号事案に係る不服申立書に記載の不服申立の理由(以下、単に「理由」という。)について、下記のとおり補充主張を求めること。(四月一七日までに文書で提出願いたいこと。)

(注)下記事項は、いずれも、処分との関係においての主張を求めるものであること。

一、理由一の三行目から五行目までにおいて主張されている処分の通告手続について、この主張は、事情か、或は、通告手続の違法性の主張か。違法性を主張する場合は、その根拠を主張されたい。

二、理由三の1で、「勤務の特殊性」を主張されているが、具体的に主張されたい。

三、理由三の1で、「教職調整額の支給」についての主張をされているが、具体的に主張されたい。

四、理由三の1で、「了解事項」についての主張をされているが、処分者側答弁書中の「理由に対する認否第3項(3)」をふまえ、詳細に主張(再反論)されたい。

五、理由三の1中の「高教組芦屋分会」「西阪支部」「高教組西阪支部」及び理由四中の「高教組市立芦屋高校分会」「市芦分会」について、具体的に主張されたい。

(以上)

解説

市公平委員会が、不服申立ての理由に書かれた内容について不明確でわからないといってきたものです。しかし、委員会が指摘してきている箇所の多くは、争点となるべきものであり、それらについては、反論書同様公開口答審理の場で詳述されるものであって、事前に全てを明らかにしてしまうものではありません。

昭和六二年四月二〇日

昭和六一年(不)第二号

芦屋市公平委員会委員長 佐藤貞晴殿

不服申立人

上記代理人弁護士

深沢 忠	在間 秀和
村田 喬	分銅 一臣

準備書面

上記事件について、貴公平委員会から、昭和六二年三月二五日付にて釈明を求めた点について、次のとおり主張を整理する。

記

一、第一項について。

通告手続の違法性迄主張するものではなく、本件処分が人事権の濫用であり、且つ、不当労働行為であることを推測せしめる間接的事実として主張するものである。

ません。事実、市教育委員会に於いても、その答弁書には市教委の見解、及び資料をそえて詳述したものとはなっていない。出来るだけ意見は言わないでおこうとしています。処分者が、いかなる理由でもって行なったのかをあいまいにしている所で、こちら側の主張が十全になせるものではありません。

市公平委員会は、事前に問題点を整理すると言いながら少し出しゃばっています。

二、第二、三、四項について。

上記各求釈明事項については、口頭審問の段階において詳論する予定であり、現段階において明らかにする必要性は些かも存しないものと思慮する。

三、第五項について。

申立人は、芦屋市立芦屋高等学校教職員組合(以下組合という)の組合員であると同時に、兵庫県高等学校教職員組合の組合員であって、西阪支部芦屋市立高等学校分会(以下市芦分会という)に所属している。

本件処分は、市芦分会の組合員としての組合活動を理由となされた不利益取り扱いである。

不服申立書 — 強制異動に関して

滝山 昌彦 石橋 幹夫
小川 文夫 吉岡 治子
森村 啓一 麻田 利子

一九八七年四月二〇日
芦屋市公平委員会

委員長 佐藤 貞晴殿

申立人 滝山 昌彦

四〇歳

社会科 教諭

芦屋市教育委員会社会

教育部社会教育文化課

勤務の処分

【申立の理由】

一、申立人は、他五名と共に昭和六二年四月一日午前十一時頃、芦屋市役所分庁舎三階大会議室において、小林管理部長から、昭和六二年四月一日より、「指導員を命ずる」旨の社会教育部社会教育文化課を命ずる「旨の人事異動通知書を交付された。

しかし、上記人事異動は、以下述べるとおり人事権の濫用ないし不服申立人の組合活動を嫌悪してなされた不利益取扱であり、取り消されるべきである。

二、本件人事異動は人事権の濫用である。

1. 処分者が人事異動をなすにあたっては、人事異動が公務員の労働条件を大幅に変更することが多いことからしても、その人事異動について、公務上の必要性が存することや、人事異動の基準が明確であること等、合理的なものであることが必要であるといふべきである。

特に、不服申立人ら教育公務員については、教育基本法第六條二項が「教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が期せられなければならない」と規定していることからすれば、教員としての身分を奪う人事異動については、より慎重な態度がとられるべきである。

【解説】

去る四月二〇日、強制異動処分を受けた六人の先生が、芦屋市公平委員会に不服申立てを行ないました。当然先行した三先生に対する処分と結合して審理廷闘争がすすめられることとなります。

不服申立ての理由は大きく二点に集約されます。個々人の抱えている条件、配転先という点では少しずつ異なりますが、その二点は①人事権の濫用があった、②不当労働行為があった、というものです。もう少し詳しくみてみると、①については、第一に労働条件の大幅変更をもたらす異動に於いて本人の意思確認もなく組合との協議もないこと、第二に教員から行政職への身分変更を行なっている点、第三に転任処分の合理的且つ行政上の理由が不在であったことです。②については、芦屋市、市教育委員会による組合敵視の立場から「市芦教育改革」が声高に喧伝される中で、先行する三先生の処分が県教委の胆入りで送り込まれた松本教育長の下で強行された。その後も組合破壊攻撃は続き、組合活動家を何があんでも学校現場から放逐する挙に出たものである。それも、これまで地道に市芦の教育活動を積み上げ、且つ組合執行部の主流をなってきた者に狙いを合わせている。不服申立ての骨子は、大略以上の通りですが、これらの肉付けは、審理闘争で行なわれます。

べきで、本人の意思に反することは許されず、組合との協議も必要といふべきである。

2. ところで、不服申立人は、昭和四八年四月一日芦屋市立芦屋高等学校教諭として辞令を交付され、以降現在に至る迄一四年間にわたって同校の社会科を担当してきた。

しかるに、今回の不服申立人に対する転任処分は、社会教育文化課文化財係として、芦屋市民センター内文化財資料室に於て、文化財保護・環境整備等の行政事務に従事するといふものである。

3. 従って、本件転任処分は、教員としての身分を奪い、行政職への職種の変更を命ずるものである上、同課には既に文化財専門担当員が一名おり、不服申立人を転任させる公務上の必要性は全くない。

一方、不服申立人の転任により、芦屋市立芦屋高等学校の社会科教員が六名から三名に減少したため、新たに講師二名を採用し、授業をなしている状態である。

従って、本件処分は、不服申立人の意思に反し、組合との協議も経ていない上、公務上の必要性が毫も存しないにもかかわらず恣意的になされた人事異動であり、人事権の濫用である。

三、本件人事異動は不当労働行為である。

1. 申立人は昭和四八年四月一日に芦屋市立芦屋高等学校教諭として採用されて以降、

昭和五一年度芦屋市立芦屋高等学校教職員組合（以下組合という）青年部長、兵庫県高等学校教職員組合（以下兵高教組という）西阪神支部青年部長、また昭和五四年年度組合執行委員、兵高教組西阪神支部執行委員をしてきた。そして、去る三月に昭和六二年度組合執行委員に選出されている。

特に、組合が生徒の就学保障・進路保障・奨学金獲得等の闘いを教育活動として進める中で、申立人はこの十年間にわたり奨学金闘争を中心に担ってきた。

2. ところが、昭和六一年七月、松本壽男が教育長に任命されるや、「市芦教育改革」と称して、「広報あしや」等で芦屋市立芦屋高等学校の教育実践を批判すると共に、組合活動を弾圧してきた。

即ち、処分者は昭和六一年九月二九日付で、組合委員長河村央也・同書記長深沢忠が、兵高教組西阪神支部市立芦屋分会の役員として西阪神支部執行委員会に出席したことを「無断職場離脱」として停職一ヶ月の懲戒処分処し、更には同年一〇月一日付で、元執行委員長鈴木紀之を昭和六三年高校総体を理由として、芦屋市青少年センター内の昭和六三年全国高等学校総合体育大会芦屋市準備委員会事務局に転任させ、組合の弱体化を画策してきたのである。

3. 更に本年二月一三日、処分者は「市芦教

員定数削減」案を決定し、三月市議会に上程し、条例「改正」をなし同和加配教員全廃を図った。又、芦屋市立芦屋高等学校の入試に於ては、定員未満の受験者にもかかわらず、公的教育機関としての公立の高等学校の使命を放棄して、三十三名もの大量の不合格を出した。

こうした処分者の「市芦教育改革」は、前述した組合活動の結果得られてきた成果を全て無視するものであり、当然組合としては反対をなしてきたものであるが、処分者としてはこうした組合の弱体化を図って、不服申立人を含む組合の活動家六名に対して、本件人事異動をなしたものであって、本件処分はいずれも不当労働行為であって、地方公務員法第五六条に違反し取り消されるべきである。

4. 猶、不服申立人は昭和五四年組合執行委員並びに奨学金係として、処分者のなした市奨学金供給禁止規則による奨学金戻入を求める処置に対して、生徒切り捨ての処置であると生徒の就学保障を要求して闘ったこと等への報復として、昭和五五年四月三日付で、今回同様、社会教育文化課への転任を命じられた。

しかし、その転任処分に対し、不服申立人及び組合は処分者に抗議をし、話し合いをした結果、処分者側は公務上の必要性の

ない人事権濫用の転任処分であったことを認め、「一年後に現場に戻す」との合意が成立し、不服申立人は昭和五十六年四月一日芦屋市立芦屋高等学校に復職したものである。

こうした経過からすれば、今回の転任処分も亦、前回同様公務上の必要性のない不当労働行為であることはより一層明らかであるといふべきである。

申立人 小川 文夫

三七歳

社会科 教諭

芦屋市教育委員会指導部
学校教育課勤務の処分（
編者―みどり学級担当）

【申立の理由】

一、（省略）―滝山先生と同趣旨

二、本件人事異動は人事権の濫用である。

1. （省略）―滝山先生に同じ

2. ところで不服申立人は昭和五十一年一月五日、芦屋市立芦屋高等学校助教諭として辞令を交付され、同年四月一日教諭に任命され、以降現在まで十一年三ヶ月にわたって同校において社会科を担当してきている。

しかるに不服申立人は前記人事異動によって芦屋市の肢体不自由児・者の施設であ

る市立みどり学級に配属され、乳幼児担当として四才から一〇才までの肢体不自由児の機能訓練に従事することとなった。

3. 不服申立人は全日制普通高校の教育であって、肢体不自由児の機能訓練についての何らの専門的知識、経験も有しておらない。従って本件人事異動は不服申立人にとって教員としての身分を奪われるという極めて重大な精神的苦痛を伴うものであるとともに、不服申立人の経歴からして、市立みどり学級に転任させうる必要性、合理性は全く存しない。

さらに、不服申立人が転任して以降の社会科の授業は講師二名を新たに採用してなされており、いづれにしても本件人事異動については合理性がなく、恣意的になされたもので、人事権の濫用として取り消されるべきである。

三、本件人事異動は不当労働行為である。

（省略）―滝山先生と同趣旨

申立人 森村 啓一

三七歳

英語科 教諭

図書館勤務の処分（編
者―市教委の管轄）

【申立の理由】

ており、英語科教諭としての申立人の技能は完全に無視されている。

以上いかなる点から判断しても、本件人事異動は「教員の身分は、その待遇の適正が期せられなければならない」と規定する教育基本法第六条二項に違反しており、人事権の濫用であって無効である。

三、不当労働行為について。

申立人は着任後、一貫して組合活動を積極的に行なってきた。

即ち、昭和五十一年度青年部長、昭和五十四年度執行委員となったが、申立人のこれらの組合活動を嫌悪した市教委は、昭和五十四年四月、申立人を市教委指導部同和教育課に配置転換した。これに対し、申立人と組合はただちに市教委に抗議して協議を続けた結果、昭和五十六年四月、申立人は芦屋市立芦屋高校に教諭として現場復帰することができた。

申立人は、昭和六〇年、英語科臨時採用教員の本採用を実現すべく、組合の拡大闘争委員として活躍し、翌昭和六一年度には組合副委員長に選任されたが、同年一〇月一日、市教委によって組合員である河村、深沢、鈴木の三教諭が不当な処分を受けたため、組合役員として不当処分撤回闘争に積極的に関与してきた。さらに組合は、教員定数削減反対闘争、定員内大量不合格

撤回闘争等により、市教委に対し、生徒の教育権と教員の労働条件を守るよう申し入れて協議中であったが、申立人は昭和六二年三月一八日、前年度に引き続いて組合副委員長に選出され、組合活動の中心として活動が続けていくことが予定されていた。今回の人事異動は市教委による組合弾圧の一つとなされたものであることは明らかであり、地方公務員法第五十六条に違反するものであるから取り消されるべきである。

申立人 石橋 幹夫

三七歳

理科 教諭

芦屋市教育委員会事務局指導部同和教育課勤務の処分、
市長の事務部局に出向（併
任）、同和对策部上宮川文化センターに併任の処分。

【申立の理由】

一、（省略）―滝山先生と同趣旨

二、本件処分は人事権の濫用である。

処分者が人事異動をなすについては、人事異動が公務員の労働条件を大幅に変更することが多いことからしても、公務の必要性が存し、その人事異動の基準等について

一、（省略）―滝山先生と同趣旨

二、人事権の濫用について

処分者が人事異動を行なうについては、公務上の必要性が存すること、職種、勤務場所の変更は合理的な範囲内のものであること、勤務時間、給与その他の労働条件を著しく低下させないものであること、技術、技能等を著しく低下させるものでないこと等の事情が考慮されるべきであり、人事権が濫用されることがあってはならない。

申立人は昭和五〇年四月、芦屋市立芦屋高等学校に着任し、以後十二年間にわたり英語科教諭として勤務してきたものであるが、今回の「指導員を命ずる。図書館勤務を命ずる」との辞令は、明らかに教育職から行政職への変更である。しかも申立人の同意がないのは勿論、事前に申立人ないし申立人の加入している組合との協議も全くなされていない。

公務の必要性のないことは、申立人の担当していた英語科については、申立人の転出したあと、新たに二名の臨時教員を採用して補充することになっていることから、明白であると言わねばならない。

図書館における勤務内容についてみても、申立人は図書館長から「小林管理部長からは他の職員と同じ勤務と聞いている。あなたも一般事務をやってもらおう」と指示され

も明確にされ、人事権が濫用されてはならないことは言うまでもない。

ところで、本件申立人は一九七五年七月一日芦屋市立芦屋高等学校教諭として辞令を交付されて以降現在まで十一年九ヶ月あまりに亘って同校に理科の教諭として勤務してきたものである。

しかるに、本件申立にかかる処分は、明らかに教育職から行政職への職種の変更を命じるものであり、後述のように勤務時間、給与、その他の労働条件をも大幅に変更するものであるから、本人の同意を得る、あるいは、本人及び所属組合との協議が必要である。にもかかわらず、こうした一切の手続きを経ないままなされたものであり人事権の濫用であることが明らかであるから、違法・不当な処分として、取り消されるべきである。

特に教育公務員については、教育基本法第六条二項は「教員の身分はその待遇の適正が期せられねばならない」と規定し、処分者に教育公務員の待遇の適正を義務づけている。その他同法第一〇条一項、二項の規定に照らせば、教育公務員の人事異動については、より慎重な配慮が求められて然るべきであるにもかかわらず、今回の人事異動に関しては、こうした配慮が全くなされていらない。

本件処分が申立人に示された際、前記小林管理部長は、申立人に対し「勤務場所は上宮川文化センターであり、指導員として学力促進学級を担当してもらう。勤務時間は午後二時から午後一〇時まで」との説明をなした。この勤務時間は従前の申立人の勤務時間に比し、大幅に変更されるものがあり、とりわけ、夜間の勤務が主となるものである。このような大きな労働条件の変更を伴う処分の発令においては少なくとも事前に本人の同意を得るか、意向を打診することが当然である。

以上のように、本件処分は、申立人の従来の勤務等の事情を全く考慮せずになされた極めて不当、違法な処分であることは明らかである。

三、本件処分は不当労働行為として違法である。

(省略)―滝山先生と同趣旨

申立人 吉岡 治子

四六歳

美術科 教諭

芦屋市教育委員会事務局指導部同和教育課勤務の処分、市長の事務部局に出向(併任)、同対策部上宮川文化センターに併任。

【申立の理由】

一、(省略)―滝山先生と同趣旨

二、本件処分は人事権の濫用である。

処分者が人事異動をなすについては、人事異動が公務員の労働条件を大幅に変更することが多いことからしても、公務の必要性が存し、その人事異動の基準等についても明確にされ、人事権が濫用されてはならないことは言うまでもない。

ところで、本件申立人は一九七四年四月一日芦屋市立芦屋高等学校教諭として辞令を交付されて以降現在まで一三年間に亘って同校に美術の教諭として勤務してきたものである。

しかるに本件申立にかかる処分は、明らかに教育職から行政職への職種の変更を命じるものであり、後述のように勤務時間、給与、その他の労働条件をも大幅に変更するものであるから、本人の同意を得る、あるいは、本人及び所属組合との協議が必要である。にもかかわらず、こうした一切の手続きを経ないままなされたものであり、人事権の濫用であることが明らかであるから、違法・不当な処分として、取り消されるべきである。

特に教育公務員については、教育基本法第六条二項は「教員の身分はその待遇の適

正が期せられねばならない」と規定し、処分者に教育公務員の待遇の適正を義務づけている。その他同法第一〇条一項、二項の規定に照らせば、教育公務員の人事異動については、より慎重な配慮が求められて然るべきであるにもかかわらず、今回の人事異動に関しては、こうした配慮が全くなされていない。

本件処分が申立人に示された際、前記小林管理部長は、申立人に対し「勤務場所は上宮川文化センターであり、指導員として学力促進学級を担当してもらう。勤務時間は午後二時から午後一〇時まで」との説明をなした。この勤務時間は従前の申立人の勤務時間に比し、大幅に変更されるものがあり、とりわけ、夜間の勤務が主となるものである。このような大きな労働条件の変更を伴う処分の発令においては少なくとも事前に本人の同意を得るか、意向を打診することが当然である。

更に、本件処分は以下の通り、申立人の健康状態を全く考慮せずになされた極めて不当な処分である。

申立人は一九八三年九月、子宮ガンのため、子宮・卵巣の全摘手術を受け、甲状腺機能低下症を併発して半年間休職のやむなきにいたり、その後も休暇を取り通院加療を続けてきた。加えてその間、申立人の母

が脊椎腫瘍の手術を受け、その後三年間の自宅療養ののち、一九八六年十二月他界した。またその間、同じく教員である申立人の夫も病いに倒れて休職し、また申立人の父も腹部動脈瘤の手術を受ける等の事態も重なり、申立人は病いの中で家事を担う一方、芦屋市立芦屋高等学校において、精一杯校務を全うしてきた。このような厳しい状況の下で、申立人に前述のごとき勤務条件が大幅に変更される本件処分がなされたのである。

また一方、市立芦屋高校においては芸術科の美術、音楽、書道の各教科に申立人を含め各一名の教諭が配置されていたが、今回の処分はこの必要不可欠な美術の教諭である申立人を必要もないのにわざわざ異動させ、その後に美術担当の非常勤講師二名を補充しているのである。これだけを見ても、いかに本件処分が合理的理由なくされた不当なものであるかが明らかである。

以上のように、本件処分は、申立人の従来の勤務等の事情を全く考慮せずになされた極めて不当、違法な処分であることは明らかである。

三、本件処分は不当労働行為として違法である。

(省略)―滝山先生と同趣旨

申立人 麻田 利子

三五歳

体育科 教諭

芦屋市教育委員会事務局指導部学校教育課勤務の処分(編者―一年間、県教委体育保健課に研修出張)

【申立の理由】

一、(省略)―滝山先生と同趣旨

二、本件人事異動は人事権の濫用である。

処分者が人事異動をなすについては、公務の必要性のあることが当然の前提であるが、職種が変更されたり勤務時間、勤務場所、給与その他の労働条件が大幅に変更される場合は、申立人ないし申立人の加入している組合と協議を尽くし、申立人の同意を得るべきであり、人事権が濫用されることとがあってはならない。

申立人は昭和五〇年五月二六日、芦屋市立芦屋高等学校に着任し、以後十二年間にわたり保健体育科の教諭として勤務してきたものであるが、本件人事異動は申立人に対し、指導員として市教委指導部学校教育課に勤務することを命じている。その後申立人は兵庫県教育委員会事務局体育保健課へ一年間の出張を命じられ、一般事務を担

当させられている。

よって申立人は教育職から行政職へ職種変更を余儀なくされているにもかかわらず、申立人の同意を得ていないことは勿論、申立人や組合との協議は全くなされていない。

また、上記出張命令の目的は「昭和六三年全国高校総合体育大会関係業務を中心とした兵庫県体育保健行政事務の実務を学び今後の本市における能率的な行政運営の参考に資するため」とされているが、抽象的で意味不明であり、申立人が現実に対応している職務からみても何故申立人を異動させなければならないのか不可解というほかはない。そもそも一年間もの長期にわたって出張を続けなければならないような公務が存在するとは考えられず、合理的理由のない長期出張命令はそれ自体違法である。

即ち、本件人事異動は何ら公務上の必要性が認められず、「教員の身分はその待遇の適正が期せられなければならない」と規定した教育基本法第六条二項の趣旨からみても慎重な配慮を欠いており、人事権の濫用であって違法であるから取り消されるべきである。

三、本件人事異動は不当労働行為である。

(省略)―滝山先生と同趣旨

八王子養護学校強配阻止闘争

11名をバラバラに配転する暴挙と対決

5・12「意見陳述」第一回人事委闘争

都教委は、'82年小中学校を皮切りに同一校での勤務年数を区切る「異動要綱」を組合との交渉も一方的に打ち切り強行してきました。「希望と承諾に基づく」とされてきた異動に関する慣例を踏みにじったこの強制異動攻撃は、まさに臨教審の教育反動攻撃の一環として教員の生殺与奪を教委が牛耳り、教員集団が宮々として築きあげてきた教育実践や教員の生活を破壊し、教育の管理統制を一時的に強化する攻撃です。

都教委の中小・高・「障」学校分断攻撃と組合の屈服の中で、八王子養護学校分会は、差別・選別・管理を許さず、地域に根ざした教育にかけてきた決意にかけて、教員の管理を絶対許さないと立ちあがり、'85年四名、'86年七名が都人事委員会に対して強制的異動の不服申し立てを提起を行ないました。このたたかいは他校の仲間にも引き継がれ、'86、'87年各一名が加わっています。

更に、「八養からの強制異動者は完全にバラバラにする」と二時間近い通勤時間を強制し、十一名を十一校に振り分けるという悪意に満ち満ちた政治的攻撃を仕掛けています。これは、八養の実践を潰すという意図に貫かれたものです。今回、提訴以来一年余を経て第一回審理を迎え、意見陳述に立つ七名は'85年の四名と共に「歩きはじめの算数」から「ものづくりとヒロシマの授業」への八養の歩みを中心的にきり拓き、担いぬいた

仲間です。都教委は昨秋、八養での実践を継承発展させようとする「ものづくりの研究会」に対してまでも官憲を動員して妨害する挙にできました。八養前校長がいみじくも宣言した「どんな混乱が起きようと八養を潰す」とする都教委の悪意をこの人事委員会闘争を通じて明らかにすると共に、たたかう教育労働戦線の構築を勝ちとってゆきたいと思います。

「強制異動に反対して闘う会」

活動日誌〈抜粋〉

1987. 4. 14～5. 20

4・14 部落研生徒、管理職交渉（入試足切り、進保制度）教育共闘会議。

11 「芦屋に高校を作ったのは間違いない」「来年は二等級教師を採用する」と校長発言。

15 法対会議。

12 公平委に審理促進申し入れ。

16 弁護団会議。

14 保護者会総会で校長泣きおとし発言（「家のまわりでピラをまかれて自分の子供が学校に行きにくくなった。この恨みは死ぬまで忘れん。」）

18 分会総会、社会科講師辞める。

16 指導要録成績記入強要に抗議。（「今までの不記入が誤まり、処分で脅されている。」と校長発言）

20 四月臨時時間割やっど発表。

18 部落研生徒中心の管理職交渉。教育共闘会議。

22 管理職「係争中だから離任式はしない。」「職員会議で教育論議はしない。」と居直る。

16 公平委へ審理促進の要請。

24 有志生徒、選択制導入で管理職に抗議。

18 部落研生徒中心の管理職交渉。

25 救援会幹事会。

19 公平委へ審理促進の要請。

27 部落研生徒を中心に「進保」

18 公平委へ審理促進の要請。

都教委の中小・高・「障」学校分断攻撃と組合の屈服の中で、八王子養護学校分会は、差別・選別・管理を許さず、地域に根ざした教育にかけてきた決意にかけて、教員の管理を絶対許さないと立ちあがり、'85年四名、'86年七名が都人事委員会に対して強制的異動の不服申し立てを提起を行ないました。このたたかいは他校の仲間にも引き継がれ、'86、'87年各一名が加わっています。

年、異動拒否者四名と分会長に対し減給処分を下し、分会員に対しても訓告処分を下してきました。

について管理職交渉。公平委へ審理促進要請。

11 「芦屋に高校を作ったのは間違いない」「来年は二等級教師を採用する」と校長発言。

市 芦 救 援 会 事 務 局 通 信 1987年4月25日

■市芦救援会幹事会(4/25)報告

4月25日(土)午後、6名の市公平委員会への不服申立ての件を中心にしての幹事会を開きました。会長、副会長、芦教組、園田学園、市芦の幹事そしてこの間の闘いの中で関わってきた「東伸小川の会」の方のオブザーバー参加の中で協議されたことを簡単に報告しておきます。

(1)6名の不服申立て

4月1日に芦屋市教育委員会によって転任処分を受けた6名の教師が、4月20日に市公平委員会に対し不当処分取り消しの不服申立書を提出しました。申し立て理由は2点あり、

①人事権の濫用

●本人への意向打診・意思確認もなく内示もない。

●大幅な勤務条件の変更を伴うにも関わらず、本人・組合との協議もない。石橋・吉岡の2名は「2時～10時の勤務」と市教委から指示されたが、療休を重ねている吉岡先生にとって「退職しろ」と言うに等しいものである。また、麻田先生に対する県教委への「行政事務研修」を命ずる出張についても同様論外のことである。

●現場教育職からの行政職への職種変更である。

②不利益取扱、不当労働行為

組合活動家を狙い打ちしており、昨年秋からの一連の「市芦教育改革」に名をかりた、組合弾圧の一貫として処分しているものである。

(2)転任処分先の勤務

たとえばみどり学級にとばされた小川先生について言えば、肢体不自由の乳幼児担当という事で、その方面の知識・経験のまったくない人を処分してあてはめており、小川先生の真面目な仕事ぶりとおわせて、市教委当局への怒りが職場の中で表れているとのこと。

小川先生はみどり学級には欠かせぬ真面目な指導員としての地位を早くも確立してしまったようです。今度は、みどり学級から「残ってほしい」という声が出そうで、市芦に戻りにくくなりそう。

(3)弁護団について

先の3名の提訴と同じく、分銅・在間・村田三先生が弁護団として6名についても取り組んで戴ける事になりました。

(4)芦屋市全体の人事異動の問題点

松永市長による行革人事として、多くの部署で減員されており市職労として市当局に対して交渉を申し入れています。

(5)芦教組にかけられた攻撃 人事異動の問題点など

①従来の内示予告がなく、3月25日の内示で決定という慣行無視。

②障害児教育の取り組みを潰すということで、障害児学級担当を飛ばしている

③管理職の全面的交替、3中学は管理職が総入れ替えとなり、小学校も半数が管理職が替えられた。管理強化を意図している。

④62年度は平の教師を広域人事交流として飛ばすおそれがある。過員解消という名目でやってくる。

⑤市芦に出した「校務分掌表」を提示して、主任制をはっきりと位置付けようとしている。主任手当の出し方を巡って闘争を組んで行く予定。

精中では、校長が職員会議決定を無視して市教委の指示を押し付けてきた

(6)市芦の現状

①校長職務命令による学校運営——大混乱

4月1日職員会議規定改悪、任命主任制の校務分掌発表の中で、強引に一部の側近による学校運営をしようとして、もともと力もなく不手際が続出し時間割りもくめず、教科書も届かず大混乱になった。教師の持ち時間が一週18時間で4～5種類もの科目をもたされている。

②生徒の抗議の声

そのような大幅な選択制カリキュラムの導入の中で、多くの生徒は「学校が面白くなかった」といい、管理職に直接文句を言い出している。既に部落研、一般奨学生らが管理職との話し合いを2回にわたってしている。

③組合活動への制限

職員室の組合掲示板の撤去を命令してきた。分会会議も時間外にしかできない。

(7)園田学園

学力が伸び悩んでいる「障害児」を入試の点を度外視して今年入学させた。尼崎の障害児の親たちの運動との連帯の中でとりくめており、これから学校の中でどれだけのことができるのか分からないが全力をあげて取り組んでいく。

(8)三名の公平委員会審理の件

市の公平委員会は書面審理を先行させているが、こちらはあくまで口頭公開審理を要求し続けている。5月26日に公平委があり、準備手続きの打合せ会がある。早くても6月下旬に第1回公開審理ということになる。市教委が答弁書を出してくるのに3ヶ月かかっており、明らかに時間のばしを図っている。6名と背景論は同じなので、そのぶんを進めていき少しでも早くすすむようにしたい。

(9)市芦救援会規約改正

二条に「3名の教師の不当処分撤回を会の目的とする」とあったのを、今回大量の6名の処分が出されたので、次の様に改正する。

「本会は、市芦反弾圧闘争に関わる被処分者の救援を目的とします」

被処分者は別途掲載するようにしました。

(10)市芦救援会第2回総会について

開催意義 →6名の不服申し立ての報告と現状報告

・大衆運動として、公平委員会に対し公正審理・早期裁決を求める署名運動を

・市民運動をおこしていき、卒業生等の若い力も結集していく

6月下旬に総会を持ち、青年らの元気がでる会にしようということになりました。いずれ近いうちに、事務局から改めて総会にむけての種々の活動をよびかける連絡をしますのでもよろしくお願いします。